

英国のEU離脱プロセスの展開

英国のEU離脱については、「今日のヘッドライン3月13日号」でも取り上げています。3月12～14日の採決を受け、注目は今週のEU首脳会議で検討される期間の長さという大枠に変更はありません。今回は、欧州議会選挙の日程の影響などの追加情報を中心にアップデートします。

英国EU離脱の展開:EU首脳会議で期限延長が検討される見込みだが条件付

欧州連合(EU)のバルニエ首席交渉官は2019年3月19日の記者会見で、英国が29日としてきたEUからの離脱時期の延期を求めるならば、21～22日のEU首脳会議前に具体的な計画を示すよう求めました(図表1参照)。

メイ英首相は3月末の離脱期限までにEUと合意した離脱協定案が議会で承認されなければ、長期間の期限延期を求める構えです。バルニエ氏は長期延長を求めるには新しい政治的プロセスの必要性を強調、メイ政権が拒んできたEU関税同盟への残留など抜本的な方針転換や、国民投票の再実施や選挙の予定などが必要との考えを示しました。

どこに注目すべきか:英国EU離脱、EU首脳会議、公示、強硬派

英国のEU離脱については、「今日のヘッドライン3月13日号」でも取り上げています。3月12～14日の採決を受け、注目は今週のEU首脳会議で検討される期間の長さという大枠に変更はありません。今回は、欧州議会選挙の日程の影響などの追加情報を中心にアップデートします。

EU首脳会議で何が決定されるかを予想することは困難ですが、期限延長を認めるとしても、短期、長期の選択肢があり、EUは両方の可能性を検討している模様です。

短期の選択肢は6月末頃まで離脱期限を延期する内容と見られます。前提は昨年EUとメイ首相の間で合意した協定案を議会で承認、秩序ある離脱(プランA)を実現させる展開です。ただし次のようなネックもあります。

1つ目は、英下院バーカウ議長が2度否決された離脱協定案について同一の内容なら同じ会期中に採決することはできないと声明を出していることです。メイ首相は20日まで何とか協定案の下院承認を得て、EU首脳会議へ臨む方針であっただけに方針変更を迫られています。ただ、バーカウ議長も「絶対にだめ」ということではなく、適切なプロセスを踏めば採決は可能とも述べています。

2つ目は、決断の時期を早める必要があることです。仮に

英議会での採決が可能となり、6月末迄の期限延長となったとしても、今までのように議論を続ける余裕は無いと思われます。理由は欧州議会の公示が4月だからで、欧州議会選挙に参加せず、離脱かどうか分からない半端な状況は許容されないという声もあり、時間は限られると見られます。

したがって、メイ首相はEU首脳会議後、3月25日からの週に議会との対話、採決の動きが想定されます。

長期の選択肢では、2020年まで期限延長を認める内容と見られますが、総選挙か再国民投票実施などの条件がつく可能性があります。仮にそのような条件が付与されると、結局残留となる可能性も現実味を帯びてきます。

ところで、3月12日に行われた離脱協定案の可否を巡る採決は賛成242票、反対391票で否決されましたが、背景は与党の離脱強硬派85人の造反によると見られます。離脱強硬派は合意なき離脱さえも視野に入れるほど「離脱」に優先順位を置いています。一方穏健派は合意のうえの離脱を目指しています。両者の違いは、細かな点を除けば、英国がEUと共に歩むべきかのスタンスの違いと見られます。離脱協定案の資料にも英国とEUは離脱後もパートナーであることが強調されています。EUのルールを全て受け入れられないにしてもパートナーであるのが穏健派の立場です。

一方、強硬派はEUと将来共に歩むことへの懸念から、離脱ありきを優先する立場と思われます。そうした中で、残留を生み出しかねない長期の期限延長という選択肢が浮上したことで、強硬派の動向が注目されます。

図表1:英国のEU離脱に関連する主なイベント

月日	イベント	注目内容
19年3月12～14日	一連の採決実施	協定案が否決された場合、議会は合意なきEU離脱について採決
3月18日	3度目の協定案採決困難に	英下院のバーカウ議長が同じ内容の協定案なら3回目採決を否定
3月21～22日	EU首脳会議	EU、英国の離脱期限延期検討?
3月25日～	EU離脱の選択肢議論	メイ首相、議会とEU離脱の選択肢を議論、場合によりその後採決?
3月29日	離脱期限	条約による離脱期限
4月12日	議会選挙公示	英国が当面残留の場合、欧州議会選挙を公示、事前の法整備必要
5月23日	欧州議会選挙	23～26日の日程で実施予定
7月2日	欧州議会開会	欧州議会は除英国で開催予定

出所:各種報道等を参考にピクテ投信投資顧問作成

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。